

		低炭素建築物新築等計画 認定申請手数料(184の項)			低炭素建築物新築等計画 変更認定申請手数料(185の項)		
添付	種別	184の項			185の項		
		住宅の戸数(戸) or 床面積(m ²)	番号	手数料額	番号	手数料額	
適合証等有	住宅	一戸建ての住宅		イ(1)(一)	4,300	イ(1)	左記の金額の2分の1
		共同住宅等	1戸超～5戸以内	イ(1)(二)	8,600		
			5戸超～10戸以内	イ(1)(三)	14,000		
			10戸超～25戸以内	イ(1)(四)	24,000		
			25戸超～50戸以内	イ(1)(五)	41,000		
			50戸超～100戸以内	イ(1)(六)	73,000		
			100戸超～200戸以内	イ(1)(七)	117,000		
			200戸超～300戸以内	イ(1)(八)	147,000		
		300戸超～	イ(1)(九)	157,000			
		共用部分	～300m ² 以内	イ(2)(二)(イ)	8,600		
			300m ² 超～1,000m ² 以内	イ(2)(二)(ロ)	15,000		
			1,000m ² 超～2,000m ² 以内	イ(2)(二)(ハ)	24,000		
			2,000m ² 超～5,000m ² 以内	イ(2)(二)(ニ)	73,000		
			5,000m ² 超～10,000m ² 以内	イ(2)(二)(ホ)	117,000		
	10,000m ² 超～25,000m ² 以内		イ(2)(二)(ヘ)	147,000			
	25,000m ² 超～		イ(2)(二)(ト)	184,000			
	非住宅	工場等以外	～300m ² 以内	イ(2)(三)	8,600	イ(2)(三)(イ)及び(ロ)	既に認定を受けた部分は左記の金額の2分の1 + 床面積が増加する部分は左記の金額と同一
			300m ² 超～1,000m ² 以内		15,000		
			1,000m ² 超～2,000m ² 以内		24,000		
			2,000m ² 超～5,000m ² 以内		73,000		
			5,000m ² 超～10,000m ² 以内		117,000		
			10,000m ² 超～25,000m ² 以内		147,000		
			25,000m ² 超～		184,000		
		工場等	～300m ² 以内	イ(2)(四)	8,600		
300m ² 超～1,000m ² 以内			15,000				
1,000m ² 超～2,000m ² 以内			24,000				
2,000m ² 超～5,000m ² 以内			73,000				
5,000m ² 超～10,000m ² 以内			117,000				
10,000m ² 超～25,000m ² 以内			147,000				
25,000m ² 超～			184,000				
無	住宅	一戸建ての住宅		ロ(1)(一)	31,000	ロ(1)	左記の金額の2分の1
		共同住宅等	1戸超～5戸以内	ロ(1)(二)	63,000		
			5戸超～10戸以内	ロ(1)(三)	89,000		
			10戸超～25戸以内	ロ(1)(四)	125,000		
			25戸超～50戸以内	ロ(1)(五)	180,000		
			50戸超～100戸以内	ロ(1)(六)	258,000		
			100戸超～200戸以内	ロ(1)(七)	350,000		
			200戸超～300戸以内	ロ(1)(八)	459,000		
		300戸超～	ロ(1)(九)	539,000			
		共用部分	～300m ² 以内	ロ(2)(二)(イ)	100,000		
			300m ² 超～1,000m ² 以内	ロ(2)(二)(ロ)	126,000		
			1,000m ² 超～2,000m ² 以内	ロ(2)(二)(ハ)	165,000		
			2,000m ² 超～5,000m ² 以内	ロ(2)(二)(ニ)	258,000		
			5,000m ² 超～10,000m ² 以内	ロ(2)(二)(ホ)	331,000		
	10,000m ² 超～25,000m ² 以内		ロ(2)(二)(ヘ)	396,000			
	25,000m ² 超～		ロ(2)(二)(ト)	461,000			
	非住宅	工場等以外	～300m ² 以内	ロ(2)(三)(イ)及び(ロ)	ロ(2)(三)(イ)(i)	83,000	
			300m ² 超～1,000m ² 以内		ロ(2)(三)(イ)(ii)	106,000	
			1,000m ² 超～2,000m ² 以内		ロ(2)(三)(イ)(iii)	140,000	
			2,000m ² 超～5,000m ² 以内		ロ(2)(三)(イ)(iv)	227,000	
			5,000m ² 超～10,000m ² 以内		ロ(2)(三)(イ)(v)	296,000	
			10,000m ² 超～25,000m ² 以内		ロ(2)(三)(イ)(vi)	356,000	
			25,000m ² 超～		ロ(2)(三)(イ)(vii)	418,000	
		工場等	～300m ² 未満	ロ(2)(三)(ロ)及び(イ)	ロ(2)(三)(ロ)(i)	121,000	
～300m ² 以内			ロ(2)(三)(ロ)(ii)		209,000		
300m ² 超～1,000m ² 以内			ロ(2)(三)(ロ)(iii)		262,000		
1,000m ² 超～2,000m ² 以内			ロ(2)(三)(ロ)(iv)		338,000		
2,000m ² 超～5,000m ² 以内			ロ(2)(三)(ロ)(v)		483,000		
5,000m ² 超～10,000m ² 以内			ロ(2)(三)(ロ)(vi)		595,000		
10,000m ² 超～25,000m ² 以内			ロ(2)(三)(ロ)(vii)		704,000		
工場等	モデル建物法以外	～300m ² 以内	ロ(2)(四)(イ)及び(ロ)	83,000			
		300m ² 超～1,000m ² 以内		106,000			
		1,000m ² 超～2,000m ² 以内		140,000			
		2,000m ² 超～5,000m ² 以内		227,000			
		5,000m ² 超～10,000m ² 以内		296,000			
		10,000m ² 超～25,000m ² 以内		356,000			
		25,000m ² 超～		418,000			
	モデル建物法	～300m ² 以内	ロ(2)(四)(ロ)	100,000			
		300m ² 超～1,000m ² 以内		135,000			
		1,000m ² 超～2,000m ² 以内		165,000			
		2,000m ² 超～5,000m ² 以内		258,000			
		5,000m ² 超～10,000m ² 以内		331,000			
		10,000m ² 超～25,000m ² 以内		396,000			
		25,000m ² 超～		461,000			
備考	<p>○法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出をする場合は、上記の金額に山梨県建築基準法施行条例別表第二第一号及び別表第二第二号の金額を加算する。</p> <p>○建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)Iの第2の2の2-3(2)ロに定める算定方法とする場合の手数料は、共用部分の金額の加算は不要となる。</p> <p>○「適合証等」とは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関、登録住宅性能評価機関若しくは指定確認検査機関(登録住宅性能評価機関の業務を行うものに限る。)が作成した技術的審査適合証、又は設計住宅性能評価書(断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に限る。)の写しをいう。</p>						